

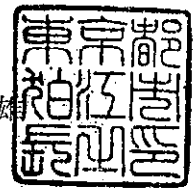
狛江市公告第**276**号

狛江市都市計画に関する公聴会運営規則（平成 27 年 7 月 22 日規則第 37 号）第 10 条の規定により、調布都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供します。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧開始の日から 3 週間を経過する日までに、市長に対して意見書を提出することができます。

令和 8 年 10 月 19 日

狛江市長 松原 俊雄



- 1 都市計画の種類
調布都市計画用途地域
- 2 位置及び区域
狛江市東和泉二丁目、猪方一丁目、猪方二丁目、猪方三丁目、駒井町一丁目、
駒井町二丁目及び岩戸南四丁目各地内
- 3 縦覧場所
狛江市役所都市建設部まちづくり推進課（5階）
- 4 縦覧期間
令和 8 年 10 月 19 日から令和 8 年 11 月 2 日まで
- 5 意見書の提出期間
令和 8 年 10 月 19 日から令和 8 年 11 月 9 日まで
- 6 意見書の提出先
狛江市役所都市建設部まちづくり推進課（5階）